

令和8年度「未来を創るこどものチャレンジ事業（中学生海外派遣事業）」に係る仕様書

1 委託業務名 令和8年度「未来を創るこどものチャレンジ事業（中学生海外派遣事業）」

2 目的

市内中学生をオーストラリアに派遣し、ホームステイや現地学校との交流を通して、生活習慣や価値観の違いに気づき、異文化や背景の異なる人を尊重し、共生する態度を養う。また、自ら考え、行動する自主性、感じたこと、学んだことを主体的に英語で表現する力を育成する。さらに、現地の文化を知ること、ふるさとである日本や米子に目を向け、その良さに気づき、ふるさとのために行動しようとする意欲を高める。

3 事業の概要

派遣先	オーストラリア連邦・ケアンズ市
派遣人員	市内中学2年生 16名 引率者 5名 合計 21名
派遣期間	令和9年3月25日（木）～30日（火） （出国日：3月25日） ※初日と最終日は移動日とする。
実施内容	派遣期間中に下記の事業を実施する。 ①ホームステイ（3日間・派遣の3日目～5日目） ※派遣2日目は全員ホテル泊とする。 ※引率者は全日ホテル泊とする。 ②ケアンズ市役所、在ケアンズ領事事務所への訪問 ※2日目に実施すること。 ③市内観光・見学 世界遺産「グレートバリアリーフ」・キュランダ村等その土地ならではの文化・自然・歴史に触れること。 ④現地学生との交流・現地学校での研修 ※令和9年3月のイースター休暇に伴い、学校での研修が難しい場合、現地学生との交流の機会ができるだけもてるように努めること。 ⑤文化交流 ※日本（米子）の文化を発表する機会、オーストラリア（ケアンズ）の文化を体験できる機会をどちらももつこと。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 委託内容

本業務は、以下の項目に定める業務を行う。

航空便等	<ul style="list-style-type: none">・往路、復路ともに直行便である必要はないが、最善の案を提示すること。・往路、復路ともにグレードはエコノミークラスとすること。・座席については、「令和8年度『未来を創るこどものチャレンジ事業（中学生海外派遣事業）』の名称にて並び席（前後は問わない）を確保すること。・関西国際空港を利用する場合、ふれあいの里から空港行き、および空港からふれあいの里までの貸切バスを手配すること。なお、貸切バスについては、有料道路通行料等を含めること。・電子渡航許可（ETA）の申請は派遣生徒が行うため、見積りに含まない。ただし、その申請方法については説明書等により派遣生徒へ説明すること。・空港での搭乗手続の補助をすること。・教育委員会側の事由または派遣生徒の都合により、派遣を取りやめる場合のキャンセル規定および自然災害や不測の事態等により予約便の出航がキャンセルとなった場合の対応策について提示すること。
活動一般	<ul style="list-style-type: none">・ホームステイ及び学校（学生）交流の手配をすること。・ホームステイについては各家庭につき2名または3名とし、1名にならないように手配すること。・派遣地での移動手段として、必要に応じて専用車を手配すること。・現地施設の入場入園料について、見積りに費用も含めることとし、派遣中に追加自己負担がないようにすること。
滞在先（ホテル）の手配	<ul style="list-style-type: none">・引率者はシングルルームを手配すること。・中学生は2名1室を基本とするが、宿泊先の状況に応じ、3名1室でもよいものとする。・生徒の安心・安全に配慮すること。また、清潔で、入浴（シャワー）、トイレ等設備が適時使用できること。・無料Wi-Fi設備があることまたはインターネット接続料を含むこと。・税、サービス料込みであること。・過去5年間に日本からの学生派遣事業について複数利用実績があり、柔軟な受入対応ができること。・派遣団体がミーティングを実施できる部屋あるいはスペースを確保すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、朝食及び夕食を手配すること。 ・緊急な対応に備え、タクシーの確保についてのサービスの提供があること。 ・安全性（事故防止や治安対策）が確保されていること。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・機内食およびホテル等での食事を明記し、自己負担となる食事も分かるように明記すること。 ・1日3食提供されるようにし、量や味、栄養面等、バランスを考えた食事を手配すること。 ・生徒にアレルギーがある場合には、適宜対応し、安全面には十分に留意すること。 ・生徒のホームステイ期間中における引率者の昼食は自己負担とすること。
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣地および移動中の事故、急病、その他緊急事態が発生した場合でも、迅速に対応できる体制を構築しておくこと。
ガイド通訳等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地空港到着時から現地空港出発時まで常時、現地ガイドまたは添乗員をつけること。ただし、学校（学生）交流や観光を想定していない日は、現地ガイドまたは添乗員は不要とする。 ・現地ガイドにおいては、日本の国家資格、または現地の法律に基づくライセンス等を有していること。
オリエンテーション等	<ul style="list-style-type: none"> ・行程の説明および派遣国に関する文化、教育、安全面等に関する包括的な情報提供を行うこと。 ・オリエンテーションの内容については、事前に教育委員会事務局担当者と打合せを行うこと。
見積り	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に係る費用は全て見積もることとし、出来る限り効率がよい内容を選択すること。 ・電子渡航許可（ETA）については派遣生徒自身が行うため、見積書に含めないこと。 ・費用変動（燃油等）があるものについてはその旨を明記すること。

6 経費

本業務の経費は、次のとおりとする。

航空運賃等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際線往復運賃（出発空港～ケアンズ空港） ・空港施設使用料、燃油サーチャージ、航空保険料、訪問国空港税等一切の費用
活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先での移動費（専用車代、燃料代等） ・関西国際空港を利用する場合、ふれあいの里から空港、および空港からふれあいの里までの移動費（専用車代、燃料代、高速道路料金等） ・派遣先での施設入場入園料等 ・ホームステイ、学校（学生）交流に係る費用

食事	・派遣先での食費
人件費	・派遣地スタッフにかかる経費等
その他経費	・企画運営費、書類作成費、現地連絡費 ・その他業務遂行に必要な経費

7. 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、派遣者等に対する安全対策に万全を期し、必要な措置を講じること。また、事故、急病、災害等発生時には、派遣地スタッフ、警察、病院および航空会社等と連携し、関連する情報を収集の上、米子市教育委員会事務局との緊急連絡体制を果たすこと。
- (2) 国内、国外における旅行業法その他関係する法令等を遵守し、その適用および運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 本業務を遂行する上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に利用したりしてはならない。このことは、本業務終了後も同様とする。

8. その他

- (1) 本業務の経費については、必要に応じて一部前払いとし、業務完了後に残額を支払う。
- (2) 契約締結後に、参加人数、日程等の変更や本業務の中止など、不測の事態が生じた場合は、別途協議の上、契約内容を変更または解除することができるものとする。
- (3) 受託者は、事故、急病、災害発生時の対応など、安全管理体制（緊急時対応・危機管理体制等）に関する資料を米子市に提出するものとする。その際、派遣者の体調不良や罹患時に受診を想定している医療機関を必ず記載すること。
- (4) ホームステイおよび学校交流については、現地仲介業者と連絡調整を行い確実に履行すること。
- (5) 本業務において、何らかの問題・障害が生じた場合には、速やかに米子市教育委員会事務局に連絡し協議するとともに、その対応に努めること。その責が受託者にある場合、経費については受託者の負担とする。
- (6) 本業務遂行上、当然必要と認められる事項については、受託者において充足すること。
- (7) 本業務において疑義が生じた場合、および本仕様書に明示のない事項については、米子市と協議のうえ決定するものとする。

9. 担当

鳥取県米子市錦町1丁目139番地3（ふれあいの里1階）

米子市教育委員会事務局 学校教育課

担 当：山根 侑子

電 話 番 号：0859-23-5432

電子メール：gakkyo@city.yonago.lg.jp